





つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年5月2日 (火) 号外 (第2号)

## ■ 目 次

~~:

## 人事委員会規則

- ○群馬県警察職員の特殊勤務手当支給に関する規則の一部を改正する規則
- ○群馬県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

2

2

群馬県人事委員会規則第十六号

## 事 委員会規則

群馬県警察職員の特殊勤務手当支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公

令和五年五月二日

群馬県人事委員会規則第十五号

群馬県警察職員の特殊勤務手当支給に関する規則の一部を改正する規則

群馬県人事委員会委員長

森

田

均

則第七号)の一部を次のように改正する。 群馬県警察職員の特殊勤務手当支給に関する規則(平成二年群馬県人事委員会規

める。

第三条第一項第二号中「、附則第三項及び附則第八項」を

「及び附則第三項」に改

附則中第八項の前の見出し、 則 同項及び第九項を削る。

この規則は、

令和五年五月八日から施行する。

群馬県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和五年五月二日

森 田

群馬県人事委員会委員長 均

号)の一部を次のように改正する。 群馬県職員の特殊勤務手当に関する規則 群馬県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 (平成十一年群馬県人事委員会規則第六

削る。 附則中第二項の前の見出し、 同項及び第三項を削り、 第一 項の見出し及び項番号を

則

この規則は、 令和五年五月八日から施行する。

毎週火、金曜日発行

群 馬 県 発 行

> 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 電話 027-223-1111